

一やんばー^一 STOP! THE ハツ場ダムニュース



IN 埼玉

No.15 2007.9.3.

ハツ場ダムをストップさせる埼玉の会 代表 藤永知子 TEL/FAX 048-825-3291

これからが裁判の正念場です！

今年の6月頃から、さかんに各テレビ局で【水不足】を取り上げ、四国の早明浦ダムが「枯れたダム湖」の象徴として映されていました。しかし、その時吉野川にはとうとう水が流れていったのです。もちろん7月に入ると台風の影響もあり大雨が降り、節水制限は解除されましたが、殊更に【渇水】をマスコミがこの時期強調しているように思えました。これを専門家は「つくられた渇水」と呼び、水を管轄する縦割り行政の弊害だと指摘しています。

世間では【公共事業費の削減】が声高に呼ばれているにも関わらず、実際には細く長くダム建設は続いており、今年度の見直しは全国で3例しか無かつたことにこの国の愚かさを思わざるをえません。

この夏の参議院選挙で、ハツ場ダム建設反対の議員が誕生したことは吉報でしたが、『小さく産んで大きく育てる』公共事業のあり方そのものにメスを入れ、早く見直しができるように法の改正等、政治に期待をしたいところです。今、私たちがやるべきはハツ場裁判に勝利して政治に風を吹き込むことでしょうか。

さて、埼玉の前回の裁判（6月13日）では、「文書送付嘱託申立書」を提出し、南雲弁護士が「暫定水利権」に関して従来の県側の主張に対し反論されました。上記の『文書送付嘱託申立書』なるものは、原告の嶋津さんが行った行政文書開示請求で開示された文書に『八斗島（やつたじま）観測地点ではピーク流量が 16,750 m³/秒』と記載されていたので、その「16,750 m³」という数字の根拠となる計算資料を請求する申立書の提出をしたのです。これは国や県が主張している「八斗島地点では 22,000 m³/秒」と明らかに違った数字です。このように裁判では、いろいろなことが、明らかになっていきます。

今後、私たち原告側は立証計画を用意し、具体的に証人申請予定を明らかにする事となり、裁判はいよいよ正念場を迎えます。ぜひ皆さん、裁判の傍聴にいらして応援して下さい。（藤永知子）



次回の裁判の傍聴に来て下さい

★9月12日（水）午前11時～ ●さいたま地方裁判所 105法廷

第13回口頭弁論期日のご報告

弁護士 野本夏生

八ッ場ダム埼玉訴訟は、6月13日午前11時から第13回口頭弁論期日が開かれました。その内容を簡単にご報告いたします。

まず、冒頭、裁判長の交代にともなう弁論更新の手続が行われ、原告団を代表して藤永さんがこの八ッ場訴訟の意義を訴える意見陳述を行いました。引き続き、原告側から暫定水利権問題に関する主張を整理した準備書面を提出しました。水利権の内容を規定する河川管理者の裁量権にも一定の限界があることを指摘したもので、埼玉弁護団が独自に作成したものです。起案を中心になって担当していただいた南雲弁護士が、この書面の内容をわかりやすく説明しました。

被告側からは、原告側が指摘したダムサイト岩盤の脆弱性について反論を試みた書面が提出されました。内容は従前からの主張の繰り返しで、特に目新しいものではありません。地すべりの危険性、ダム建設による環境への影響に対する反論書面の提出があるかと思ったのですが、次回以降となりました。

さて、今回の期日では、裁判長の交代によって法廷にどのような変化が生じるかが気になるところでした。前任の豊田裁判長は、パワーポイントを使った意見陳述の機会を認めてくれたり、被告側の訴訟代理人にも準備書面の要旨の説明を促したりと柔軟な訴訟指揮をしてくれていました。それだけに、新任の遠山裁判長の訴訟指揮が注目されたのですが、特に目立った変化はなかったと言えると思います。1点、被告提出の準備書面の要旨説明が行われなかつたので、これについては次回以降、従前とおりの進行を要請しておく必要がありそうです。

次回、14回口頭弁論期日は、9月12日（水）午前11時からです。原告側からは追加書証の提出、被告側からは地すべりの危険性、ダム建設による環境への影響についての反論書面が提出される予定です。

新刊紹介

岩波ブックレット「首都圏の水があぶない」

・ 大熊孝（新潟大学教授） 嶋津暉之（水源連共同代表）

吉田正人（江戸川大学教授） 共著

価格500円

★ 利根川流域市民委員会の共同代表らが河川行政の反動化に問題提起。

るべき姿を求めて活動する流域住民の必読書



住民訴訟第13回口頭弁論の報告

富永靖徳

埼玉の住民訴訟第13回口頭弁論が6月13日(水)11:00から約15分間埼玉地裁105号法廷で開廷された。

原告側からは「水利権」に関する準備書面、被告側からは「ダムサイト岩盤の脆弱性、危険性の問題についての反論」が準備書面として提出された。原告側からは、特に「暫定水利権」について、問題点の整理とこれまでの被告側説明に対する反論が口頭でも説明された。被告側からは、代理人による口頭説明はなかった。

被告側の準備書面では、国交省の見解だと断って、主に技術的な問題が反論として論じられている。書面を読むと、そもそも、これだけもってまわった説明が必要な程、要するにあぶない地域である、という印象しか残らなかった。準備書面の最後に「以上述べたとおり、原告らの主張はいずれの点からも失当であるが、善解しても、原告らの主張は、技術的に対応可能な議論の範囲を超えるものではない。いずれにせよ、被告としては、このような技術論争にこれ以上深入りをする予定はないことを申し添えておきたい。」と結んでいる。この文面の行間を読めば、「原告の言っている問題は確かにあるが、現在の技術で十分に克服可能である。」と言っているように思える。もし、ほんとうにそうならば、技術論争はいくらか受けて立つという姿勢が誠実であろう。しかし、書面ではこれ以上論争をしたくない、と言っている。これは、一種の敗北宣言か、そうでなければ、許し難い傲慢というべきであろう。

今回の公判ではパワーポイントによる説明はなかったが、南雲芳夫弁護士による「暫定水利権」についての説明が、これまでの問題点の核心を明確に指摘したものとして特筆に値すると思われる。以下にその要旨をまとめておく。

「暫定水利権」とは明確な法的根拠のない概念であるが、被告側は「農業用水から転用された水利権を『暫定水利権』と称し、暫定であるが故に『安定性』に欠ける。この安定性に欠ける水利権を『安定水利権』にするためには、ハッ場ダム計画に参画することが不可避である」と主張してきた。特に、ある時期被告側は、農業用水転用水利権は冬季に限っては水利権自体がないかのような、いたずらに県民の不安を煽る宣伝をしてきた。現在は、冬季にも水利権が存在することは認めるに至ったが、暫定水利権の問題がハッ場ダム建設問題と不可避につながっているという考えは変わっていない。

被告側が暫定水利権が不安定であると主張する根拠は（1）取水の許可条件として、河川が一定流量を超える場合に限り取水できるとする、「豊水条件」がついていること、（2）存続期間の安定性がないこと、の2点である。

これらに対して、埼玉県が保有する農業用水転用水利権に対する、これまで35年間の取水実績は、「安定水利権」であると主張する他の水利権と対比して、取水についての特別の支障が生じた

ことは一例もないことが示された。つまり、現実には、「安定水利権」も「暫定水利権」も区別なく、水系全体の水需要の調整が行われている事実があり、「暫定水利権」であるが故に豊水条件を満たさないということで取水が制限されたことは一度もない。従って、豊水条件がついていることで、「暫定水利権」が不安定であるという主張は事実に反することが説明された。また、存続期間の安定性の問題にたいしては、

- ◆ 水利権を規定している水利使用規則には、存続期間の不安定性を基礎づける記載は一切ないこと
- ◆ ハッ場ダム基本計画にも、ダム計画への参画と水利権を関連づける記載は一切ないこと
- ◆ 農業用水転用水利権は長年の取水実績があり冬場の渇水期で不利な扱いを受けた事は一切ないこと
- ◆ 現に戸倉ダムの撤退は埼玉県の水利権に何らの影響を与えたかったこと
- ◆ ダム建設から撤退したことを理由に、水利権の取扱で不利に取り扱うことは河川法90条2項に反すること

などから、存続期間に関しても「暫定水利権」が、他の水利権と比較して安定性がないというのは事実に反することが説明された。

以上の説明は、大変に説得力のあるものなので、今後これに対して被告側がどのような反論をしてくるかを注目したい。

次回の公判は9月12日（水）11：00から埼玉地裁105号法廷で開廷される。被告側は、ダムサイトの地滑りの問題と自然環境に対する反論をする予定。また、間に合えば、「暫定水利権」についての反論もある予定。



一滝沢ダム視察報告一

河登一郎

- 例年より遅い梅雨空が今にも泣き出しそうな6月14日、再び亀裂と地滑りを起こした荒川上流の滝沢ダムを視察する民主党県議団に同行しました。一行10名。
- 滝沢ダムは一昨年秋にほぼ完成し、試験たん水を始めたところ、周辺地盤に亀裂が生じたため、39億円をかけ50万m³もの土壌を使った「押え盛土工法」で補強したことは、本ニュースNo.9で報告した通りです。
- 今回の視察は、2度目の亀裂と地滑り（崩落）が起こったためです。今年5月、前回より500メートル下流の左岸で数ヶ所の亀裂とタテ90mxヨコ90mx最大深さ15mにも及ぶ地滑り（地滑り土量約5万m³）が起こったのです。

現地では、工事事務所長さんや工事課長さんが丁寧に説明して下さいました。そのうち重要なポイントを以下に整理しました。

- (1) 亀裂・地滑りの原因是、たん水によって周辺土壤に浮力が働き、それが亀裂・地滑りにつながった、とのことでした。

- (2) 補強工事としては「アンカー工法」を採用し、鋼鉄製の鋼索アンカーを最長 65m にも及ぶ地下の基盤岩に 30 本×8 段も打ち込み、それで上部の土壌を支える工法です。
- (3) 今後も起こる可能性はあるが、地滑りの可能性がある場所は既に地滑り防止工事が施工されており、2 回の地滑りはいずれも比較的安全と思われる場所だったとのことでした。よく見ると確かに右岸も左岸も多くの場所でコンクリート補強が行われていました。
- (4) 我々にはかなり大きい事故のように見えましたが、河川上流部にあるダムでは時々発生するようで、放置することもあるが、本件では地滑りを起こした約 30 メートル山側には国道が走っているので国道への影響回避が至上命令となり、しっかりとした対策がとられたとのことでした。
- (5) しかし、既に 2 回の地滑りが起きたのですから、これから貯水位を上下させる運用が行われれば、今後も地滑りが繰り返される可能性が十分あります。水位低下の試験運用もまだされていないので、貯水位の急激な低下による地滑りも起きるかもしれません。
- (6) 工期と追加費用はまだ確定していないので、数字の説明はありませんでしたが、前回の 39 億円と同規模の費用かかるような様子でした。ただ、予算的には心配ないと説明でした。何十億円にもなる地滑り対策工事費や工事の遅れに伴う金利負担を含む巨額の追加支出が予算内で余裕もって処理可能という事実は、公共事業の予算というものがよほど潤沢であることを示しています。この予算も県議会で審議の上承認されているわけで、(本件に限らず；夕張市を含めて) 議会での予算審議・承認が事実上は形骸化していることの具体例でもあります。同行した議員さんも、予算段階でここまでチェックするのは事実上困難とのことでした。
- (7) もう一つ強く印象に残ったのは、現地説明の中で、極めて示唆に富む発言があったことです。「この事故のおかげで<地滑り特需>が生まれ、地元業者は喜んでいる」。公共事業にはそういう側面があるのです。長年にわたって公共事業のばら撒きが続いてきた結果、日本中には数十万社にも上る土建業者が公共事業に依存する構造になっており、しかもその多くが<官製談合>や<天下り>の伏魔殿になっていたことは連日の報道でご存知の通りです。
- (8) 今後の予定：満水時の水位 564m に対して現在は 546m で止めてありますが、本工事終了後 3 回目の試験たん水を行った上で、平成 20 年 3 月には完成予定です。

-----玉淀ダムの撤去をめざして-----

NPO 秩父の環境を考える会 野口院永

私たちは荒川中流域にある玉淀ダム（寄居町）を撤去してほしいと 1 年程前から運動を起こしています。今、荒川は瀕死の重傷に陥ろうとしています。それは、僅か全長 173 km の最上流に大型ダムが 4 基あるからです。その上に中流域を完全に分断する玉淀ダムがあるからです。

ダムとの因果関係を説明することは難しいですが現実には次のような事が進行しています。

- ・魚などの種類や数の激減
- ・水質の悪化、アオコの発生
- ・水量の減少冷水による魚などの病気
- ・水温、水質等の変化による藻類の種類の変化
- ・魚などの回遊の遮断
- ・水量の平準化による搅乱の減少、生物種の変化
- ・土砂の供給のストップ、河床の侵食岩盤化、海岸侵食
- ・瀬や淵の減少
- ・河原の乾燥化による植生の変化、水筋の固定化による河原と水筋の落差拡大
- ・ダム湖両岸の土砂崩壊の危険。現に二瀬ダムでは集落に影響が出てる
- ・水質悪化により飲料水がまずくなる。きれいにするには高コスト

等々、マイナス面をあげればきりがない。ダムは必要があって作るわけですが、そのダムが本当に必要なか深く慎重に吟味する事です。財政面からも当然です。

■玉淀ダムはどんなダム

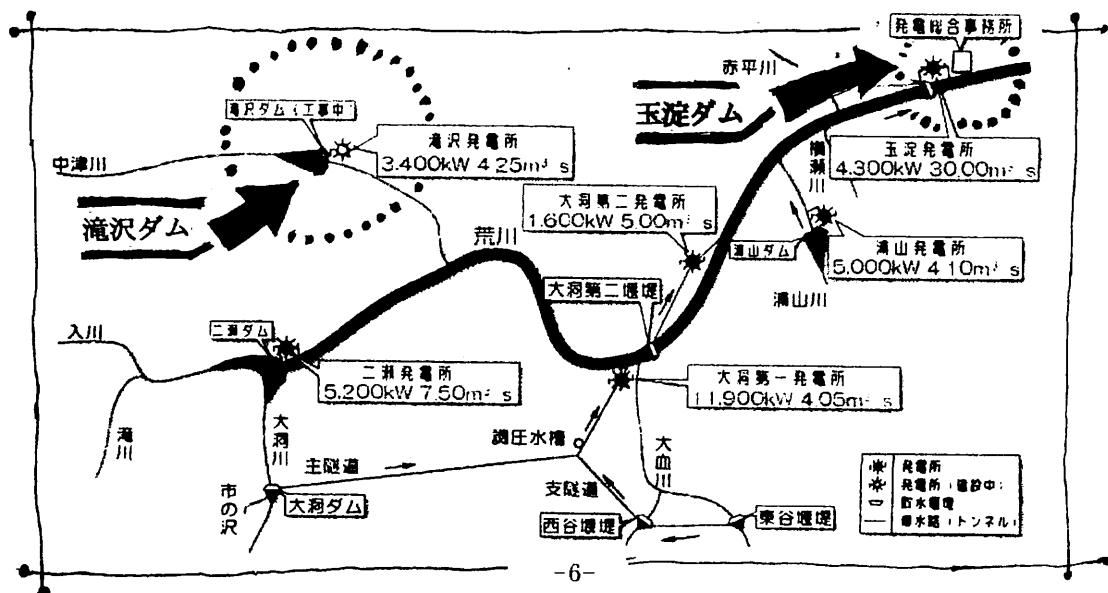
- ・1964(s39)年に農業用水と発電用(県営)として完成。治水機能はない。
- ・農業用水は櫛引用水として現在も深谷方面に水を送っている。
- ・発電については最大出力4300kWといわれるが普通は400~600kW程度。
- ・埼玉県はこの発電所を含めて6発電所を今年度中に民間に売却予定。(2010年には2億円の赤字に転落するといわれる)

■なぜ取り壊してほしいのか

- ・荒川のほぼ中間点にあって完全に生態系を分断し荒川を二分している。(ちょうどかつてのベルリンの壁や朝鮮半島の38度線のようなもの)従って生き物の行き来が完全にできない。
- ・滝沢ダムの完成に伴い上流4基の大型ダムと玉淀ダムと合わせて5基のダムによってますます荒川は死の川になるであろう。・農業用水の問題は工夫によりクリアできると考える。

私たちは今までに、知事への請願などいろいろとやってきましたが、今後も撤去に向けて粘り強く頑張りたいと思います。会員の皆さん、県民の皆さん、ご理解とご協力を願っています。

(編集部注)野口さんはハッ場ダム裁判の原告の一人ですが、地元の秩父で「NPO 秩父の環境を考える会」メンバーとして荒川を「魚が行き交う川」となるように玉淀ダム問題に取り組み、活動されています。



利根川シンポジウムでの

宮本博司さん（元・近畿地方整備局河川部長）の報告

当会も構成メンバーである利根川流域市民委員会は去る5月20日に次のプログラムでシンポジウム「よりよい利根川水系河川整備計画の策定をめざして」を開きました（東京水道橋の全水道会館）。参加者は約150名で、盛況でした。

- 報告「淀川流域委員会の設置と運営に携わって」 宮本博司
- パネルディスカッション「よりよい利根川水系河川整備計画の策定をめざして」
コーディネーター 吉田正人（江戸川大学教授）、パネリスト 岡本雅美（元日本大学教授）、鷺谷いづみ（東京大学大学院教授）、飯島博（アサザ基金代表）、宮本博司、鳴津暉之（水源連共同代表）

このシンポジウムの報告と議論は大変充実したものでした。とりわけ、宮本さんの報告は、「新規ダム原則中止」という画期的な提言を出し、住民参加型委員会のモデルとされる淀川流域委員会を設置するに至った経過、宮本さん自身が河川行政への不信感を受け止めて河川行政の舵を切り替えてきた経過を語ったもので、感銘深いものでした。

ここでは宮本さんの報告の冒頭部分、宮本さんが河川行政への不信を受け止めてその変革を志すようになった経過をお伝えしておきます。（報告の全文は「ハッ場あしたの会」の会報第2号に掲載）

◆苦田ダムと長良川河口堰◆

もうかなり前のことになります。1988年、私がまだ30代前半の頃ですか…、河川局の開発課というところで、ダムの調査や長良川河口堰の仕事をしておりました。それから、苦田ダム、中部地方建設局、長良川河口堰に行って、また河川局開発課に戻りました、

苦田ダムというのは、昭和32年にダム建設の構想が発表されまして、水没家屋が500戸ということもありまして、町を挙げてダム建設阻止。ダム建設阻止条例が全国で唯一、この苦田でした。私が行きました時には、500戸のうち430戸ぐらいの方々が、止むをえないということで同意されておられる。あと70戸ぐらいの方々が強固に反対されている。そういう状況でした。その中で私が感じたのは、言葉で表せないと云いながら言ってしまっているんですけれども（苦笑）、「地の怨念」ということでした。そして同時に、建設省に対する非常に根深い不信感を感じたわけです。

その3年間を終えて、次に行ったところが長良川の河口堰です。1993年7月のことです。その後、これもいろんなことがありました。天野礼子さんがリーダーになって、河

口堰のゲートに船をロープで繋いでカヌー・デモをやられたこともありました。それから、調査委員会、公開調査をやって、翌々年の初めから円卓会議が開かれ、全国的な反対運動の盛り上がりの中で、いろんなことがあったわけです。1995年の5月、長良川河口堰は3月には完成しましたが、(河口堰の是非をめぐって)円卓会議が開かれ、最終的に当時の野坂建設大臣が記者会見で、河口堰を本格運用すると仰った。その時、最後に仰ったのが、「これからは公共事業は、もっと透明性を高めねばならない。」ということでした。

◆河川法の改正へ◆

その当時、私はずっと河川行政に対する不信を肌で感じていました。なんでこんな不信感をもたれるのか、この不信感は一体なんだろうと考えていました。

昭和39年の河川法改正の頃までは、洪水、あるいは水不足・水源開発という非常に単純な問題がありました。ある意味では、国民的なコンセンサスがまだあったと思います。わかりやすい目標があった時には、国民の方々は、「とにかく建設省には、洪水対策、ダム計画をやってくれ」と。我々も、「任せてください」と言えた。「任せます」、「任せてください」という、ある意味においては信頼関係があったんじゃないかと思います。

ところが、社会情勢がどんどん進んで、経済的にも国民生活が豊かになってきた。その中で多様な価値観が出てきて、生態系の話、コミュニティの話、いろんな個人的な価値観が出てくるようになると、単に洪水対策だけ、あるいは水資源対策やってくれという、そういう単純な目標設定自体が困難になる。世論として、「もう任せていないんだゾ」と、「勝手にするな」、「我々にだって色々な考えがあるんだ」という思いが出てきたんじやないか。ところが、我々行政は従来の「任せてください」という慣性力で進んでいた。そこに世論と行政との“想い”的ギャップが、構造的な不信感として我々に向けられたんじやないかと思っている。そして、その不信感の中で火がついたのが、長良川河口堰だったと理解しています。

平成9年に河川法が改正されました。ちょうど10年前のことです。「治水」と「水資源開発」という目的にプラスして、「河川環境の保全と整備」が入りました。これはこれで大きなことです。しかし、さらに大きなことは、従来の「河川の整備は国土交通省に任せてください」から、「勝手にしません」ということを法律的に位置づけたことです。学識経験者、自治体の意見を聞く、住民の意見を反映するということで、国土交通省は計画の原案を出すけれども、皆さん方の意見を聞いて、それを反映して修正していくんだと、ここで我々は勝手にしませんということを、まさに法律として位置づけたのが河川法改正であったと私は理解しています。

(嶋津 晉之)

